

大阪広域水道企業団の執務時間を定める規則等の一部を改正する規則のあらまし

- 1 事務の特殊性その他の理由がある出先機関については、執務時間を別に定めることとします。
- 2 水道センターの設置に伴い、地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき、地方公務員法第36条の規定の適用を受ける職を追加します。
- 3 この規則は、平成29年4月1日から施行します。